

Ⅲ 江戸川区男女共同参画推進計画 (平成 29 年度～令和 8 年度)

策定 5 年目の実施事業等の見直し
及び
新たな条例の制定に向けた提言

令和 4 年 3 月

江戸川区男女共同参画推進区民会議

目次

提言書の位置づけ	1
区民会議で扱った目標と課題（計画の体系）	1
1 実施事業等の見直しに向けた提言	2
重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	2
重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	7
重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	12
計画の体系・骨子の見直し	19
2 新たな条例の制定に向けた提言	20
3 資料	23
(1) 江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱	23
(2) 提言までの経緯	25
(3) 江戸川区男女共同参画推進区民会議委員名簿	26

提言書の位置づけ

江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）は、第2次江戸川区男女共同参画推進計画（平成29年度～令和8年度）（以下、「計画」という。）の5年目の実施事業等の見直し及び男女共同参画の推進に係る新たな条例案の策定に向けた提言を行うことを目的に、学識経験者、関係団体の代表及び公募区民で構成されている。

区民会議では、「仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」「男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち」「男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」という目標実現に向け、各委員の生活実感や実体験を通して得た所見、専門的な知識などを背景にして、それぞれの課題について意見交換を行った。

この提言書は、区の現状や課題を踏まえ、男女共同参画社会のあるべき姿の実現に向けて、実施事業等の見直し及び新たな条例案の策定にあたって盛り込むべき事柄に関する区民会議の意見を集約したものである。

区民会議で扱った目標と課題（計画の体系）

<男女共同参画社会の推進に向けて>

重点目標1

仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題① 就業における男女共同参画の推進

課題② ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

重点目標2

男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題① 男女共同参画の理解促進と教育の充実

課題② 地域活動への男女共同参画による活性化

重点目標3

男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題① 困難を抱えた人への支援

課題② 生涯を通じた健康支援

課題③ すべての暴力の根絶

1 実施事業等の見直しに向けた提言

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題1 就業における男女共同参画の推進

現状と課題

男性中心型労働慣行の是正、就労における男女平等及び女性の活躍推進を図り、就業における男女共同参画を実現するためには、「男性は仕事、女性は家事・育児」といった性別による固定的な役割分担意識を解消することが必要であり、そのための啓発を今後も粘り強く継続していくことが必要である。

本区では、就業における待遇や職務内容等の男女平等の実現に向けて情報の周知を図ってきたが、効果的な成果を得るためには、引き続き周知を図る必要がある。従来の広報を継続するとともに、SNS やホームページ等の情報ソースの更なる拡大と活用が望まれる。

女性活躍推進においては、創業支援や再就職支援セミナー、就職面接会、就職相談等を行い、起業家ゼミナールでは、修了生の半数が女性で、実際の起業に繋がっている例もある。創業促進助成事業においても、女性の利用は多くはないものの一定の成果を上げている。しかし、創業支援や就職支援についての情報が区民の身近に届いていないとまでは言えない。

就業における男女平等の実現に向けて、情報周知や啓発、企業の動機づけとなる施策、創業支援や就職支援などの一層の充実が望まれる。

区民委員の主な意見

1 男性中心型労働慣行の改善

- ワーク・ライフ・バランスの推進の妨げになっている要因が、男性中心型労働慣行であり、残業前提の就業環境と考えられる。長時間残業の是正などを含む労働環境の整備が必要であり、今後、意識啓発とともに、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことへのインセンティブを付与する施策（信用保証料補助や利子補給、表彰制度など）を充実させ、区内企業の多くを占める中小企業の具体的な取組につなげることが望まれる。
- 女性の就労が難しいと考えられていた企業であっても女性の就労増加が予想される。共働き世帯では、女性の家事・育児のワンオペ※による様々な弊害もあるため、休暇制度や保健衛生面での職場環境の整備、社員への家事・育児の共同参画教育を企業に働きかけていくことが必要である。

ワンオペ

「ワンマン・オペレーション」の略語で、元々は、1つの店舗・事務所などで1人の担当者すべての業務を行わせている状態を指す。転じて、夫婦のいずれか一方のみが全ての家事・育児等を行っている状態を表す。

- P T Aでは以前よりも女性の会長が多くなってきているが、雇用されている方の場合は会社の理解がとても重要となってくる。一方、ワーク・ライフ・バランスという言葉自体はかなり社会に浸透してきているが、実際にそれに取り組む企業からは、具体的にはどのように取り組めばよいのかとか、収支のバランスや取引先等との調整も必要だとの声を聞く。取り組みたくても現場では調整が難しいことが多いと思うので、そういった点に対するサポートが必要と感じる。
- 公務員、私企業従業員共に、時間外労働時間の超過は年々改善してきているが、ワーク・ライフ・バランスをより良い状態にしていくためには、さらに長時間労働の是正を含む労働時間管理を徹底していくことが必要だ。自治体として、広報活動などによる周知を引き続きお願いしたい。
- 「事業規模が小さい」、「従業員が少なく代替要員の当てができない」、「育休を取得する従業員以外の負担が大きくなる」等の理由から、男性の育休制度に賛成しながらも促進策を見いだせない経営者、管理職が多いというアンケート結果もある。江戸川区の企業の実情もそのようなものなのではないか。難しい部分があると思うが、男性の育児休業取得を増やすため、経営者層の集まる会合などでディスカッションしてほしい。
- 区役所が就業における男女共同参画のモデルを示す必要がある。江戸川区には範になってほしい。

2 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

- 子育て世代の家庭支援が重要である。また、女性が社会に出にくい状況がまだあると考えられるので、家庭の中での男性の意識改革も大切である。
- 子育て世代の女性が就労を諦めるのは、自身の子育てに支障が出ると感じているからということも多く、女性が就労を諦めると経済的責任が全て男性にのしかかる。このことが男性を追い詰めることもあると思われる。また、社会的に活躍する妻を認めることができない夫もいる。男性の意識改革が必要である。
- **労働者協同組合※**を推進してはどうか。育児中や介護中の人でも自分たちで労働条件を決めて働きやすい環境を作れるため、就業やそれをきっかけとしたさまざまな社会参画につながることを期待できる。
- 就職するために資格が必要と考えている人もおり、資格取得に向けての支援や情報提供を拡充してほしい。また、各種セミナーや講習会などに託児サービスを付けてほしい。

労働者協同組合

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づいて設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織。

3 女性の活躍推進

- 江戸川区の産業の状況としては、**改正女性活躍推進法の適用※**がある101人以上の従業員を雇用している企業は数社しかなく、ほとんどが中小企業の集まりである。また製造業に限ると、区内の事業者数、従業員数は、この30年でピーク時から大きく縮小している。そのような状況にあり、中小企業が多い中でも、男女平等に就業できる環境づくりは企業として取り組まなくてはならない課題だ。まずは企業トップの教育がより良い環境づくりには重要であり、そのための情報発信が大切だ。
- 上司の意識改革は必要であり、「子どもがかわいそうという無意識のすり込み」により「子育てに配慮することが支援」という対応が、子育て中の女性社員のキャリアチャレンジの機会を奪いかねない。子育てとキャリアチャレンジへの両立支援を確立するよう、講演会などで企業トップに働きかけてほしい。
- 女性が「管理職に就きたくない」と考えているとのデータもある。管理職になるメリットを挙げるなどイメージを改善したり、業務内容を改善することが重要である。その際、女性のみならず男性側にもスポットを当てるとともに、男性側の就労イメージを改善することにより、自然と女性の管理職に対するイメージも変わってくると考える。
- 学校教育において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を伸ばすとともに、児童・生徒が自らの進路を見据え、主体的に進路を選択する能力や態度を育成していくことが大切である。
- 区役所内の部署による男女職員の偏りを是正してほしい。男性だけの部署に女性を配置する場合は、女性職員の孤立感を軽減するため女性職員を最低2名同時に配置するなどの配慮を行ってほしい。
- 区役所内の女性管理職の割合を高める努力を行ってほしい。

改正女性活躍推進法の適用

女性活躍推進法が改正され、2022年4月から一般事業主行動計画（女性の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用に関して一般事業主が策定する計画）の策定の義務付けが常時雇用する従業員が301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大される。

課題2 ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

現状と課題

本区では、保育施設の定員拡充によって待機児童の数が減少傾向にある。また、保護者の働き方の多様化によって延長保育や一時保育への幅広いニーズが生まれている。しかし、全国的な保育需要の高まりにより保育士の確保は困難な状況にある。

今後も、保育施設の定員拡充を行い、待機児童の数を減らしていく必要がある。また、保護者の多様な働き方に対応するため、保育士の確保に向けた取組が望まれる。

介護サービスについては、相談件数が増加傾向にあるものの、介護保険利用につながらない方への更なる周知が望まれる。

区民委員の主な意見

1 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- 区が待機児童の解消のため、定員数を大きく伸ばしてくれていると認識しているが、育休明けの復職の際にはやはり待機児童数に目が行きがちで、自分の子は入園できないのではないかと不安感が強い。保育園入園に関する情報発信の工夫をして、漠然とした不安の解消につなげてほしい。
- 朝の預かり保育と延長保育は非常にありがたく、そのような部分でのサービスの充実は今後もお願いしたい。ただ、保育士の確保に関しては、保育士の労働環境の厳しさを感じている。保育士の処遇改善は、今後も大きな課題だと感じている。
- 区では、保育士を採用するために、住宅補助などインセンティブを与える施策がたくさん行われている。そこをしっかりとPRしてもらい、より多くの保育士の方を採用できるようにしてほしい。
- 保育士不足を解消するために、保育ママのように子育て経験者が延長保育や一時保育の手伝いができる仕組みを作ったり、高齢で退職した介護ヘルパーもケアの知識がある人材であり、保育に活用できるとよいのではないかと。
- 一時保育のことなど、江戸川区の取組で知らなかったことを今回色々と知ることができた。それは驚きでもあった。予想以上に充実しているという印象を持った。
- 幼稚園によっては満三歳児クラスを設置している園があり、人気があるようである。やはり少しでも低年齢のうちに預けたいというニーズを感じる。満三歳児クラスを毎年増やしている園もある。この制度を拡充するよう取り組んでほしい。
- 幼稚園の預かり保育はここ数年で充実傾向にあると感じる。ただ、保育機関ではなく教育機関であるという意識も強く、コロナ下での対応などでも保育園と差が出ていたと感じる。地域住民の生活を支える保育機関という面もあることをもっと強調してほしい。

- これまでと違い、コロナの影響がかなり大きいと感じる。一時保育など、保育士不足なのは理解できるが、どうしても預けたい方もいるのは事実なので、難しい課題があると思うが、保育ママなどをもっと利用して対応できたらいいのではないかと思う。
- コロナ下で色々な方との交流も減少し、子育ても孤立している中、子育ての相談などを、もっと身近にできるようになるといい。
- 育児中の母親が、どれほどハードな日常を過ごしているのか気付いていない夫やその勤務先の上司がいると聞く。広報などで継続的に啓発し、夫や勤務先の考え方の変化へとつなげてほしい。
- 超高齢化の時代を迎える中で、仕事と介護を両立させる取組の強化が求められる。
- 介護の現場ではITの活用が進んでいない。見守りをする、話し相手になる、相談を受けることなどにオンラインの活用ができると、介護者と支援者の両者にメリットがある。江戸川区全体でITリテラシーを高めてほしい。
- 子育て世代の夫婦や介護を担う熟年夫婦が、自分たちの子育てや介護、経済的な課題、家事等について話し合い、納得できる答えを出せるような関係を築くことが大切だが、家庭内で話し合っても答えが見いだせないこともある。より良い家族関係を築くために、第三者の介入や意見も大切だと考えられる。夫婦ともに参加できる研修等があるとよい。

2 子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

- 退職後の再就職支援だけでなく、そもそも子育てや介護等による離職を防ぐ支援策を講じることが望ましい。退職しないようにサポートすることが第一の対策かと思う。退職してしまうと、その後の再就職が大変だし、金銭面の負担も大きくなる。まずは退職しないで済むような支援策があるといい。
- 周囲には、実はもっと子どもを産みたいと思っているが、収入面での学費の不安や、保育園に入れず仕事を辞めることにならないかという不安で、もう1人産むことを躊躇している方がいる。保育園に関しては、入園することが大変だというイメージを持っていたが、自分の経験からもその通りだった。待機児童解消をさらに進めてほしい。
- 再就職に関する相談支援、就労経験を活かせる職場に関する情報提供、資格取得などに向けた再教育支援などをさらに充実してほしい。

重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題1 男女共同参画の理解促進と教育の充実

現状と課題

男女共同参画の視点に立った教育を進めるうえで、教職員向けの人権研修や人権だよりを発行し人権意識の高揚を図っている。教職員間の意識の差を解消し、今日的な視点を深めていくことが必要である。

本区では、発達段階に応じた性の指導を行う中で、産婦人科医や助産師による「性に関するモデル授業」を区内の中学校2校で行い、各校に展開していくことが期待される。

今後も、様々な機会をとらえて年代に応じた教育を行い、男女共同参画の意識啓発を進めていくことが重要である。

区民委員の主な意見

1 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

- 学校での教育では、男女の差をなくし教育をするようになってきていると感じる。しかし、家庭の中では、子どもは父親・母親の家庭の役割を見て育つため、男女の固定的な役割がすりこまれている。保護者も含めた教育する側が、男女の固定観念をなくす意識を真に持てるかどうか問われている。本当の理解がないと、子どもを教育することは難しい。教育者のための教育で意識改革が必要だ。
- 家庭の中の暮らしぶりをみると、特に男性の意識が乏しいのではと感じてしまう。女性は役割分担に不満を持ちながらも、男性の意識改革にエネルギーを注ぐことに疲れ、諦めてしまっていることが多いと感じる。退職後に生活能力のない夫が困った状態になっていることもある。夫婦ともに責任のある問題だと思う。
- 小学校や中学校での教育は特に大切であるので、この時期に思いや考えを適切に言語化できる力を養い、お互いの意見を確認・尊重し合えるような教育をしてほしい。
- 幼い頃からの男女共同参画の教育が重要である。
- 学校においては、性別役割分担意識が男女格差を生んでいる現実があることを伝えつつ、性別を問わず活躍できる社会や意識を醸成することの重要性を児童や生徒に教えてほしい。
- 学校教育では、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女共同参画の理念を幼児・児童・生徒に理解してもらうために、社会科、家庭科などの教科指導だけでなく、あらゆる活動を通じて、広い視野から確かな理解を促し、判断する力を育成していくことが大切だ。

- 保護者としては、校長先生や教師に温度差があるように感じる。保護者の声にも耳を傾け課題を可視化したり、教職員に対する人権教育研修の効果を確かなものにするなど、教育者の意識の差をなくす取組に引き続き力を入れてほしい。
- 江戸川区の特徴として、外国人が非常に多い。外国人が住みやすい街は、日本人も住みやすいと言えるので、多様な背景を持った住民への理解を図るための啓発を行ってほしい。

2 人権教育を通じた多様な性に対する理解促進

- 同性パートナーシップ制度の開始は画期的である。利用者の多寡ではなく、性的少数者の人権の保護や配慮を自治体が公的に示すこと自体が人権意識の向上につながると思う。当然、利用しやすい制度へと都度改善していくことも必要である。子どもを持つ同性カップルに対するいわゆるファミリーシップ制度や他自治体の同様の制度との相互連携について検討してほしい。
- 学校等において、多様な性に対する教育や理解を促進するとともに、当事者だけでなく、悩んだり不審に思ったりという子どもたちが相談できる場所が必要ではないかと思う。また、先生方の理解促進にも力を入れてほしい。
- 児童や生徒への人権教育については、自分も他の人もお互いを尊重し自己肯定感を高められるようになることが重要である。
- 「性に関する授業」は、親だとなかなか教えられないこともあるので、学校で取り組んでもらえるのはとても良いことだと思う。実施する学校が増えることを期待する。
- 性教育を中学校で実施する取組は素晴らしいと思う。是非とも小学生や就学前の子どもたちにも、実施してほしい。近年はインターネット等の発達により、低年齢の子どもが性に関する誤った情報に触れる機会が増えてきているため、偏見や誤解が生まれる前に、できる限り低年齢で行うのが効果的と思う。
- インターネットを通じた性犯罪や暴力の危険性について、児童・生徒が適正に判断できるよう「メディア・リテラシー※」を高めることが必要である。

メディア・リテラシー 多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、適切に判断する能力及び表現方法としてこれらを適切に利用して発信する能力をいう。

課題2 地域活動への男女共同参画による活性化

現状と課題

本区では、町会・自治会・ボランティアなどへの若い世代の参加率が低くなっている。また、地域防災における男女共同参画の実現については、避難所における女性に配慮すべき課題（授乳室・更衣室の設置訓練、生理用品の配布方法など）について避難所運営協議会などで協議を進めている。

今後も、町会・自治会・ボランティアなどへの若い世代の参加率を上げるためにPR活動の強化を図る必要がある。

また、地域防災については、避難所運営等に性別の偏りが無いように選出を行い、性別に左右されずに避難所の利用がしやすい環境を構築していくこと、および、避難訓練にて課題を整理し、引き続き協議を重ねていくことが望まれる。

区民委員の主な意見

1 地域活動における男女共同参画の推進

- 防災活動や地域活動に限らず、政策・方針決定過程への女性の参画は多様性や共生社会の実現のためには不可欠である。しかし、各分野における指導的地位に占める女性の割合は目標の30%を達成することが厳しいのが現実だ。知り合いの民間企業の女性管理職に聞いたところ、「女性管理職は頑張って10%をようやく超えたところ」と言っていた。民間企業がそうであるなら、公的な機関、審議会、計画策定過程などではクォータ制※などを導入するなどして、女性の参画割合を高め、多様性に富んだ政策決定ができる環境整備を率先して進めてほしい。
- 3年、5年などの期限を設定し、女性委員がいない審議会等をなくし、女性委員比率の目標数値を掲げて、目標を達成するよう努力してほしい。
- 町会で役員として活躍していただいている女性も多い。町会活動について家庭内で夫婦の話題となり、自分は町会からこのように頼りにされているという自信が子育てにも良い影響を与えているという話を伺うことがある。女性も男性も町会に参加し、その活動がうまく地域に反映されていけば良い町会ができると思う。
- 女性に青色パトロールカー※に乗ってもらい広報活動をしてもらっていることもある。性別を問わず、人のためになることをすることの気持ちよさを実践し体験してもらうことで、そこでの仲間との絆のようなものができ、より良い地域づくりの力となる。

クォータ制

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てること。

青色パトロールカー

青色回転灯を装備した自主防犯パトロール用の自動車。警察の認定があった団体のみ、パトロール車両に青色回転等を装備できる。

- 「人の役に立ちたい」という思いを持っている人は多い。性別を問わず、ボランティア等に参加する人が分け隔てなく受け入れられる社会の実現を目指したい。
- 自治会等がなく、近隣に住む住民との交流が限られているところもある。地域活動に関する情報提供の強化が求められる。
- ボランティア活動に参加する意欲はあっても「参加方法が分からない」、「参加したい活動がない」という方が多い。「どのような活動ならば参加したいか」などを調査してみることも必要かもしれない。
- 地域活動への参加を促すインセンティブを考えるとよいのではないか。
- 小学生の授業にボランティア活動を取り入れ、関心を持ってもらうことで、将来積極的にボランティア活動に参加する人材が出てくるのではないか。
- 若い世代の地域活動への参画が少ないことが課題。PR 活動をするだけでなく、若者の意見を聴き、施策に取り入れることが重要である。

2 多様な視点を反映した地域防災力の向上

- 男女共同参画の視点による地域防災力の向上ということで、今後は女性にできることは何かということを含めながら、地域防災をしっかりと考えていかなければならない時期にきている。
- 女性の視点を取り入れた訓練や避難所運営が必要である。避難所での女性を守る警備体制などは、早期に検討してほしい。
- 女性の視点を取り入れた避難所の運営について、引き続き避難所運営協議会で協議してほしい。実際に避難所運営の見学や体験ができる機会があるとよい。
- 地域の防災力というのは、地域のつながりの強さであると思う。家庭だけでどんなに頑張っても地域の防災力を上げることには限界があり、マンション単位、町会単位という視点が必要だ。
- 若い世帯は、町会や自治会への参加が少ないと思われる。しかし、コロナ禍や地域防災を考えた際には、身近に支えあえる存在が必要であると考えている人も多い。SNSやインターネットを通じて町会や自治会にアクセスできるルートを作ったらよいのではないか。
- 災害等の緊急事態に際しては、人々のつながりと協力が必要となるため、「リアルな顔見知り地域をつくる」ことが大切だ。そうすることで、避難所運営などで若い人の力が生きてくる。
- 若い世代が町会や自治会に加入しないのは、「近所付き合いが面倒」「メリットがない」などが多数ではないかと思う。災害時に直面する避難所開設や避難所の運営は地元の町会や自治会が行うことになるため、活動の具体的な内容を地域住民に周知し、加入の必要性を伝えることが必要である。

- 防災について不安に思っている人は周囲に多い。水害時の防災の宣伝は非常にわかりやすく、また正直で誠実さを感じると評判であったが、なんとなく怖いというイメージも強い。それは、災害時に具体的にどうすればいいのか、というところまで考えられている人が少ないためだと思うので、今後も引き続き講習会やチラシなどで防災広報に力を入れてほしい。

重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題1 困難を抱えた人への支援

現状と課題

ひとり親家庭の相対的貧困率が48.3%（厚生労働省平成30年度国民生活基礎調査より）となっており、経済的な困難を抱えている家庭の割合が高い現状にある。中でも、母子世帯の預貯金額や収入が低い傾向にある。

また、人間関係や様々な悩みを解決するための機関（離婚・DV・**LGBTQ※**問題に精通した弁護士等）を紹介する等を行ってきており、相談実績が年々増加傾向にある。

ひとり親家庭については、経済的困難等を抱える割合が高く、今後も自立支援や相談支援および支援制度の情報提供を行っていく必要がある。日本語ができない外国人のひとり親支援にも課題があるが、eトーク（自動翻訳機）の導入など対応に努めており、引き続き支援策が期待される。

また、人間関係や**性的指向※**、**性自認※**、DV被害など様々な悩みを解決するための相談や支援へつなぐ体制を強化していくとともに、被害予防のための啓発が必要がある。

区民委員の主な意見

1 ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

- ひとり親家庭総合相談事業（ひとり親相談室すずらん）は、ワンストップの相談窓口なので、多く人に周知し、利用してもらえるようにしてほしい。
- ひとり親家庭の職業訓練の機会を確保し、費用の補助を行っているのは非常に心強い。受講時に子どもの保育支援があると利用率が上がると思う。
- ひとり親家庭に対して、安定した収入で様々な働き方が柔軟にでき、長く働くことのできる職場へつなげる仕組みづくりが必要である。
- ひとり親家庭は経済的困難を抱えていることも考えられ、保育サービスの充実など子育て支援の充実が必要である。

LGBTQ	性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られた。Lesbian(レズビアン)は同性を恋愛の対象とする女性、Gay(ゲイ)は同性を恋愛の対象とする男性、Bisexual(バイセクシュアル)は同性も異性も恋愛対象となりうる人、Transgender(トランスジェンダー)は体の性と心の性が異なる人、Questioning(クエスチョニング)は性的指向や性自認が定まっていない人、Queer(クイア)は性的マイノリティ全般を意味する。
性的指向	異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、異性と同性両方に向かう両性愛、いかなる他者も恋愛又は性愛の対象としない無性愛等、人の恋愛又は性愛がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。
性自認	自分が女性又は男性であるのか、その中間であるのか、そのどちらでもないのか、流動的であるのか等、自らの性に対する自己認識をいう。

2 困難を抱えた人の生活支援

- 困難を抱えた人の発見というのは、家庭の中に入ってみないとなかなか分からない。地域で困難を抱えた人を見つけていくことはとても難しいことだが、早期発見と早期対応がとても大切だ。
- 複合的な問題を抱えている人は多い。子どもの虐待やワンオペ育児などで孤独を感じている人もいるが、話をよく聞いてみると、夫が勤務先でブラックな働き方を強いられていたり、問題の裏に弁護士が介入したら解決できる問題が隠れていることも多い。相談窓口から児童相談所、弁護士、警察などにすぐにつなげられるような体制をつくるのが大切だ。
- コロナ禍で経済的に困難な人は一層増加し、より深刻化していると考えられる。また、これまでは困難でなかった人が急に支援が必要な状況に陥るケースも増加することも考えられるので、SNSでの情報発信やホームページの拡充などにより、支援が必要な人が相談の窓口を見つけやすくするよう工夫してほしい。
- 幼いころから家事や家族の介護等をしている子どもにとっては、家事や介護等をするのが当たり前の生活になってしまい、ケアを担っているという意識がなく、自身が「ヤングケアラー※」と気付いていない子どもも多い。実態を把握し、相談体制やヤングケアラー自身へのケア支援、居場所づくりなどの施策を是非検討してほしい。
- コロナ禍で学校が休校となるなか、先生方も子どもたちの様子がなかなかみえないということで、問題が表に出てこない状況にあると聞く。子どもたちは、なかなか声に出さないというところがある。子どもたちの抱える問題をどのように気づき、浮き彫りにしていくのが、子どもたちへの支援にとって大切だ。
- 介護の現場でもヤングケアラーの問題に直面することがあり、介護保険制度を使って支援していくことの問題にぶつかり、すごく悩んだことがある。現場の声を聞いたうえで、実態把握をしっかりと行ってほしい。
- ヤングケアラーの問題など一次的に学校で注意してほしいという話もあるが、学校現場がどんどん労働過重になってしまうことを危惧している。心ある先生がメンタルの病気となり休職してしまうのはよくないと思う。もちろん学校だからこそできることがあることは理解しており、一次的に学校にお願いせざるを得ないこともあると思うが、そのようなことにも配慮してほしい。
- 介護の現場では、「8050問題※」に直面することが増えてきている。長年にわたり引きこもっている方が、介護の担当者が介入することで発見される事例を経験している。実態を把握し、相談体制や居場所づくり等が必要である。

ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。
8050問題	80代の親が50代の引きこもりの子と同居して経済面を含め支援している状態を表し、引きこもりの親子が高齢化している社会問題を意味する。

- 8050 問題については、区の施策につないでも解決せず、現場訪問に関わる介護関係者の苦悩につながっている実態がある。すでに取り組んでいる施策であっても、その中身を充実させるための取組を進めるとともに、現場の声をしっかり聞いて、課題把握に努めてほしい。
- 施策として取り組んでいたとしても、実際その効果が私たちの手元に届いていなかったりする。区で行われている施策が、私たちの手元に届くかどうかのギャップが、やはり少しあるのではないかと感じる。
- 介護で本当に困ったときに解決策が分からないでいたところ、役所の窓口で相談したら色々なサービスを紹介してもらって大変助かったことがある。行政サービスへのアクセスの仕方、仕組みなど、敷居が低くなるような工夫をしてほしい。
- 本区は外国人居住者が多い。同じ江戸川区民として生活する仲間なので、日本語がわからず学校に行っても理解できない、いじめを受ける、せっかく就労する機会がありながらはじきだされてしまうことなどは避けたい。学習支援や相談支援等の体制づくりをしてほしい。

課題2 生涯を通じた健康支援

現状と課題

本区では、新型コロナウイルス感染症の影響で区内での産後ケアが実施できなくなったり、新生児訪問指導の件数が減少したりしている。

コロナ禍では経済苦や孤立しやすい状況があり、産後うつや虐待予防のための適切な産後ケアが望まれる。コロナ禍により養育者の育児不安や抑うつ状態が助長されたり、新生児の発育不全などが発生していないか等を早期に発見し、早期に相談につなげる必要がある。

今後も、コロナ禍でも持続可能な産後ケアや育児ケア、育児ストレス解消の場の提供を行っていく必要がある、オンライン相談などより相談しやすい環境づくりが検討されている。

健康づくりについては、全ての世代に健康意識を醸成するための広報活動や、コロナ禍でも持続可能なイベントや相談体制の構築が望まれる。また、男女かかわりなく気軽に参加できる健康づくりのイベントを開催していく必要がある。

区民委員の主な意見

1 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

- 産後ケアについて、母親学級等を通して、地域住民とのつながりができるかどうか大きなポイントとなる。産後、孤立してしまうと自らSOSを出すことができない。同じ世代の友人が地域で一人でもできたら、悩みの相談も早期にできるかもしれない。気楽に相談できる仲間づくりが大切だ。
- コロナ禍の生活は、ストレスや不安が増大し、それを解消したり発散したりする方法は制限されるため、産前産後の不安やうつリスクが深刻化していると感じる。オンライン通話や電話での相談・受診など、コロナ禍でも安心して必要なケアが受けられる工夫が必要である。
- 出生率の低下は一朝一夕に解決策が出るような問題ではないが、できれば学校教育において、子どもから中高生の性教育を行う時期に、「女性の出産年齢は限定されている」など出産に関する理解促進を男女ともに図ってほしい。気付いたら妊娠しづらい年齢になっていて不妊治療が必要になってしまったということになっても、時間の針を巻き戻すことはできない。出産は女性だけの問題ではなく、パートナーとともに考える必要がある、その基礎知識を学生のうちに身に付けてほしい。

2 ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

- あらゆる熟年者が参加しやすいような仲間づくりや健康づくりの支援が必要である。
- 疾病、感染症予防のため、健（検）診受診やワクチン接種を促進するための周知・広報活動が必要である
- 健康維持のためには家庭と地域との交流が有効であり、区のスポーツ施設や交流施設、地域の民間フィットネスクラブとの協力など、区民の交流が促進され、つながりが深まる仕組みづくりが望まれる。
- 子どもの健康づくりにおいては、自ら進んで運動習慣を身に付け、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培い、積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付けるよう配慮していくことが必要である。さらに、給食指導等を通じた食育を一層推進していくことが必要である。

課題3 すべての暴力の根絶

現状と課題

本区では、令和2年度のDV被害に関する相談件数が前年度以前と比較して増加傾向にあり、引き続き関係機関との迅速な連携による被害者保護と自立支援に力を入れていくことが必要である。

また、児童や生徒に向けた「デートDV※」予防の啓発活動に、引き続き力を入れていくことが必要である。女性に対する暴力をなくす運動の象徴である「パープルリボン」の普及や相談窓口の周知を促進するために、啓発イベントの開催箇所を増やしたり、SNS等オンラインの活用によって、オンラインイベントや広報活動の強化を図っていく必要がある。

区民委員の主な意見

1 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

- DVは被害者本人が気づいていない場合が多く、周囲の人が話を聞いて「それはDVだ」と感じるものがきっかけで把握できる場合もある。その場合に、DVの相談窓口は被害者本人を対象にしているものが多く、周囲の人が被害者にどのように声をかけたらよいのか、どこに通報したらよいのかを相談できる場所が少ないように感じる。友人や知人など、本人以外からの通報や相談の対応を拡充してほしい。
- DV等の身体的な被害のみならず、「モラルハラスメント※」等の精神的な被害を受ける場合もあるため、幅広い相談に対応するよう今後とも取り組んでほしい。
- 逃げ出すなどの行動をとった者への支援等の取組は成果を上げていると思う。しかし、DVの被害者には助けてほしいと声を上げることもできず疲弊している人もいる。声を上げられない人、逃げ出せない人へ「DVの気づき」を与え、「DVからの避難」を選択できるようにする支援と方策が望まれる。
- コロナ禍で学校が休校となっている状況では、子どもの家庭での様子がかみにくい。しかし、どのような状況下でもしっかりと把握できるシステム作りが重要である。
- 貧困や健康等の問題がDVや暴力につながっていく可能性がある。そのようなことに対する支援や情報把握において、地域コミュニティの重要性は大きい。

デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。殴る・蹴るだけでなく、大声でどなる、スマホをチェックする、監視や束縛、性行為の強要などがある。

モラルハラスメント

言葉や態度などによって人格や尊厳を傷つけ、相手を追い詰める行為。

- この情報化時代においても、見えない部分があると感じている。防犯カメラだけではわからないことがある。大変難しいことだが、町会の目と耳と口を以って情報を集め、地域づくりを進めていく必要がある。

2 暴力防止のための啓発

- 児童・生徒に向けた啓発活動が特に大切だ。誤った知識が根付いてしまうとDVが正当化されてしまう恐れがある。
- 小中学校の教育現場で、自分の思いを言語化してしっかり伝えられる力を育ててほしい。嫌なことはしっかりノーと言えることが、男女関係だけでなく、人間関係全てにおいて大切だ。それが結果的にDVを予防することにつながる。
- DVやデートDVは同性間で起こる場合や男性が被害者になる場合もあることを周知する必要がある。
- 園児・児童・生徒それぞれの発達段階に応じて、学校教育において、暴力の根絶に向けた教育が大切だ。
- 児童や生徒に向けたデートDV予防の啓発活動は、展示や講座では限界があるので、学校と協力して授業等に組み込むとよいのではないか。
- インターネットを通じた性犯罪や暴力の危険性について、区民全体が適正に判断できるようメディア・リテラシーを高める啓発が必要である。

計画の体系・骨子の見直し

区の現状や課題を省みて、計画の体系・骨子について、以下のような見直しを提言する。

重点目標	課題	方向性
1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	(1) 就業における男女共同参画の推進 (女性活躍推進計画)	①男性中心型労働慣行の改善 ②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進 ③女性の活躍推進 ④事業者等による取組の促進 <新>
	(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援 (女性活躍推進計画)	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備 ②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援
2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実 (女性活躍推進計画)	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進 ②男性にとっての男女共同参画の推進 <新> ③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進 ④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進 <新>
	(2) 地域活動への男女共同参画による活性化	①地域活動における男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点による地域防災力の向上
3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援 ②複合的な困難を抱えた人の生活支援
	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進 ②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進 ③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築 <新>
	(3) すべての暴力の根絶 (配偶者暴力防止基本計画)	①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実 ②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発 ③被害者の早期発見・早期対応と自立支援 <新> ④若年層に向けた啓発活動の強化 <新>

※___は新規・変更箇所

2 新たな条例の制定に向けた提言

区民委員の主な意見

条例名について

- 条例名に男女という表現を使うことについては、今後の長い未来を見すえたときにどうかと思う。平等と多様性を尊重する趣旨を強調し、どこにもないような江戸川区独自の条例名として、「男女」はなくてもよいのではないか。
- 弁護士会に「性の平等に関する委員会」というものがある。もともと「女性の権利に関する委員会」であったが、その後「両性の平等に関する委員会」に変更され、現在は「性の平等に関する委員会」となっている。条例名は、「男女平等」ではなく、「性の平等」としてはどうか。

前文について

- なぜこの条例をつくるのか、区の熱い思いが区民に伝わるようにしてほしい。
- 長い文章だが、重要な要素がたくさん入っていて、素晴らしい前文だと感じる。
- 江戸川区男女共同参画推進計画については策定年を特定して記載した方がよい。
- 江戸川区の課題として、災害対策というキーワードはどこかにあった方がよい。
- 男女共同参画の部分で、「平等」という表現を入れた方がより明確になると思う。
- 例えば小見出しをつけるなど、読みやすくする工夫があるとよい。
- 「である調」より「ですます調」が読みやすい。

第2条 定義

- 男女、性別等の説明は、カッコ書きにしたほうがよいと思う。男女については、LGBTQ、全ての人を含んだ人を表現するため、「男性性、女性性に関わらず全ての性別の者をいう」という表現としてはどうか。
- 男女の説明で、年齢に関する部分は不要ではないか。
- 男女については、男女の二分法ではなく性の多様性を含めて「全ての者」というニュアンスにしてはどうか。

第3条 基本理念

- 基本理念の中に教育は是非とも入れてほしい。できれば教育一般という書き方ではなく、家庭、学校、職場、地域での教育など細かく記載があるといい。
- 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について、世界的に取組が広がっており、言葉としても浸透している。カタカナの表記と言葉の紹介があっているとと思う。

第6条 教育関係者の責務

- L G B T当事者である子どもの自殺率は高い。悩んでいる子どもたちを教育現場でしっかり見てほしいと思う。

第8条 禁止事項等

- 性的指向、性自認の「**アウティング**」禁止規定に関しては、緊急時に性自認と異なる性に基づく医療を受けなければならない場合など、特別な例外があることが気になる。
- 性的指向、性自認のアウティング禁止規定が悪用される場合がある。同性カップル間でDVや金銭関係のトラブルなどで訴訟となった場合、訴えの提起自体がアウティングであると主張し規定を乱用するケースがあると聞く。「正当な理由がある場合を除いて」などの例外規定があるといい。
- DV、ハラスメントの禁止について、女性から女性、男性から男性、女性から男性へのDV、ハラスメントもあるということをごく含めてもらいたい。男性が被害者になると途端に「我慢しろ」という風潮がある。
- 表現の自由も重要だが、「配慮するものとする」という表現では、その禁止規定の効果に疑問がある。もう一歩表現を強めてもよいのではないか。
- 表現への配慮については、もう一歩表現を強めてもいいと感じるが、規定の位置が禁止事項に入っていることにメッセージがあると理解した。

第10条 推進施策

- 社会情勢が流動的で、#MeToo運動など、女性に対する差別や権利、L G B Tの人権問題について議論が急速に深まっており、1年、2年で大きく変わってきていると実感している。10年後、20年後も活着している条例になるように、先進的な問題については是非規定してほしい。
- SNS等を利用した性犯罪や差別が社会問題になっている。ネット・リテラシー、メディア・リテラシーの向上のための施策に関する規定を設けてほしい。

第11条 積極的改善措置

- 附属機関等の委員の男女比に配慮する規定が記載されることは、非常に心強く思う。是非意欲的に取り組んでもらいたい。

第13条 災害対応における配慮

- 地域防災については、本区の重要課題であるので、是非規定に入れてほしい。

第17条 変化への対応

- 社会情勢の変化に対応できるように、5年後に条例を見直すといった規定があればよいと思う。

その他

- 財政措置について担保するような規定があると、施策をより強力に進められる根拠になるのではないか。
- 大切な項目については、罰則のようなものを規定してもよいのではないか。

3 資料

(1) 江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱

平成16年5月1日施行

改正

平成28年8月10日要綱第98号

平成29年4月1日要綱第38号

令和2年4月1日要綱第7号

江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定に当たり、広く意見を聴くため、江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 区民会議は、江戸川区男女共同参画推進計画に盛り込むべき事項について検討し、江戸川区長（以下「区長」という。）に提言する。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(委員)

第3条 区民会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する15人以内の委員をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 江戸川区民（江戸川区内に勤務する者及び在学する者を含む。）

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(会長)

第4条 区民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、区民会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の提言をする日までとする。

(運営)

第6条 区民会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて区民会議に委員以外の者の出席を求め、又は別の方法で委員以外の者の意見を聴くことができる。

一部改正〔平成28年要綱98号〕

(庶務)

第7条 区民会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

一部改正〔平成29年要綱38号・令和2年7号〕

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営について必要な事項は、総務部長が別に定める。

一部改正〔平成29年要綱38号・令和2年7号〕

付 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

付 則 (平成28年8月10日要綱第98号)

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。

付 則 (平成29年4月1日要綱第38号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年4月1日要綱第7号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 提言までの経緯

日 程	内容等
令和3年8月	第1回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 (書面開催) 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本区の進捗状況調査報告に対する評価と意見
令和3年9月8日	第2回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回区民会議(書面開催)の振り返り ・ 現計画の体系・骨子の見直しに係る検討
令和3年10月15日	第3回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現計画の体系・骨子の見直しに係る検討 ・ (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例の策定について
令和3年11月5日	第4回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例(素案)の検討
令和3年12月13日	第5回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 【主な検討内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)江戸川区男女共同参画推進条例パブリック・コメントの結果報告と条例の最終案について ・ 後期の実施事業見直し一覧と区民委員からのご意見への回答について ・ 男女共同参画推進区民会議提言書(案)について

(3) 江戸川区男女共同参画推進区民会議 委員名簿

	区分	氏名	団体等
1	学識経験者	よこやま かずこ 横山 和子<会長>	東洋学園大学 現代経営学部
2		うらおか ゆみこ 浦岡 由美子<副会長>	ふなぼり 駅前法律事務所 江戸川区法律相談協力会会員
3	区民委員	いうち く に こ 井内 公仁子	江戸川区ケアマネジャー協会副理事長
4		おぎき やすこ 尾崎 泰子	江戸川区私立保育園保護者連絡協議会理事長
5		かのう し の 加納 志野	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰受賞企業 有限会社大千 代表取締役
6		たかはし じゅんこ 高橋 淳子	公募区民
7		たなか じゅし 田中 寿士	江戸川区立小学校PTA連合協議会会長
8		はらしま ゆうき 原島 裕紀	公募区民 LGBTコミュニティ江戸川
9		まつした ゆきひろ 松下 幸博	江戸川区連合町会連絡協議会 篠崎地区連合町会会長
10		みずた ともや 水田 朝也	連合江戸川地区協議会 ヤマト運輸労働組合城東支部執行委員長
11		もとすぎ たかやす 本杉 貴保	江戸川区人権教育推進委員会会長 江戸川区立篠崎第二中学校校長
12		もり のぶゆき 守 伸之	東京商工会議所江戸川支部副会長 守製鋳株式会社 代表取締役社長

(敬称略・五十音順)

